別紙様式３

介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)

秋田県知事　佐竹　敬久（あて）

事業所等情報

介護保険事業所番号										

事業者・開設者	フリガナ 名　称	シャカイフクシホウジン　オオダテシシャカイフクシジギョウダン 社会福祉法人　大館市社会福祉事業団		
主たる事務所の所在地	〒 018-5601 秋田　都・道 府・県（県）　大館市十二所字大水口４番地５			
	電話番号	0186-47-7200	FAX番号	0186-47-7017
事業所等の名称	フリガナ 名　称	※別紙一覧による	提供するサービス	
事業所の所在地	〒 都・道 府・県			
	電話番号		FAX番号	
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。				

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算（Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　Ⅴ）
②	賃金改善実施期間	平成　３１　年　４　月　～　令和　２　年　３　月
③	（元号）＿＿年度分介護職員処遇改善加算総額	円
④	賃金改善所要額（ⅰ－ⅱ）	0円
	ⅰ）加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円
	ⅱ）初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円
加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	令和元年度分介護職員処遇改善加算総額（加算（Ⅰ）による算定額から加算（Ⅱ）による算定額を差し引いた額）	14,184,680円
⑥	賃金改善所要額（ⅲ－ⅳ）	15,709,178円
	ⅲ）加算（Ⅰ）の算定により賃金改善を行った賃金の総額	225,032,963円
	ⅳ）初めて加算（Ⅰ）を取得する月の前年度の賃金の総額	209,323,785円
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	1. 賃金改善を行う項目：基本給、通勤手当、夜間勤務特別手当、介護職員書風改善一時金 2. 賃金改善を行う方法 (1)基本給：給与規則を基に昇給 (2)通勤手当：1キロを超える1キロに付き500円→600円 (3)夜間勤務特別手当：介護職員の夜間勤務1回に付き2,000円支給 (4)介護職員処遇改善一時金：介護職員一人当たり86,000円支給 （ただし、定期昇給分を控除し、差額を支給する。）

※　介護職員処遇改善計画書において加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算すること。

※　加算（Ⅰ）の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※　④ⅰ)及び⑥ⅲ)については、積算の根拠となる資料を添付すること。（任意の様式で可）

※　④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※　④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。

※　④ⅱ)、⑥ⅳ)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※　複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

・添付書類１：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)

・添付書類２：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県毎)

・添付書類３：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

※　虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和　２　年　７　月　２８　日

（所在地）　秋田県大館市十二所字大水口４番地５
（法人名）　社会福祉法人　大館市社会福祉事業団
（代表者名）　理事長　長岐　利堅　印
（担当者名）　齋藤　浩
（電話番号）　0186（47）7200